平成23年第41回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成23年第41回岩手町農業委員会総会は、平成23年5月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　平成22年度岩手町農業委員会事業報告の承認について
（２）　報告第２号　農地法第18条６項の規定による通知について
（３）　議案第１号　平成23年度岩手町農業委員会事業計画（案）の決定について
（４）　議案第２号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（５）　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（６）　議案第４号　農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　幅　　清一
２番　三浦　新太郎
３番　岩舘　修一
５番　横澤　稔秋
６番　遠藤　幸夫
９番　三浦　博子
10番　千葉　靜子
11番　太布　光則
12番　岩﨑　　明
13番　佐々木　由和
14番　田中　正志
15番　國枝　金一
16番　井戸　ツヨミ
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

４番　武田　昭藏
７番　黒澤　金一
８番　細野　清悦
17番　澤村　勇次郎

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄

農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第41回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、４番武田委員、７番黒澤委員、８番細野委員、17番澤村委員の４名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。９番三浦博子、10番千葉靜子のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告２件 議案４件の提出があります。お諮りします。報告２件 議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告２件 議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号平成22年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、別紙のとおり、平成22年度岩手町農業委員会事業報告の承認を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は２ページとなっております。この報告については、先月の総会終了後の農政小委員会で協議し、公開報告とするものです。事前に資料を配付しておりますので、抜粋で説明させていただきます。平成22年度岩手町農業委員会事業報告を行います。平成22年度は、改正農地法等の本格的運用に取り組んだ年であり、戸別所得補償モデル対策が実施されました。

本町においては、平成22年度産米の作況指数が、県平均104、北上川上流103と県平均と同等の結果となったものの、転作率は50％と高い状況となっており、岩手町産の「いわて春みどり」が、５年連続10億円を突破しております。

また、遊休農地解消対策の一環として、家庭菜園の開設や、岩手町耕作放棄地対策協議会や農地再生コーディネーターを通じ、農地再生の相談、支援活動等を行いました。

さらに、委員会による農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見や防止により、優良農地の確保と農地の活性化・有効利用に努め、関係機関へ情報提供を行いました。この対策としまして、啓蒙活動を進め、遊休農地の解消と農地の有効利用に努めました。

また、家族経営協定については、３月28日に７組の合同調印式を実施しました。次に事務・事業でありますが、農地調整事務といたしまして、別紙３ページをご参照ください。その他の事業については、農業労働力調整協議会を開催し、農作業賃金標準額を設定いたしました。それから、農業者年金事務につきましては、(１)から(７)までの事務を実施いたしております。以上で事務局の説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号平成22年度岩手町農業委員会事業報告の承認について、を終わります。

議　　長　報告第２号農地法第18条第６項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は18ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知について、です。受付番号２番、土地の所在は、大字川口第48地割と第49地割の土地です。登記地目、田６筆、面積は合計9,581㎡、登記地目、畑10筆、面積は合計8,964㎡です。借受人が大字川口第49地割の47歳の男性の方です。貸出人が大字川口第49地割の72歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意によるものです。合意年月日は４月25日、引渡日は、４月30日です。子に贈与するため、使用貸借を解約するものです。以上説明を終わります。

議　　長　以上事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第２号、農地法第18条第６項の規定による通知について、異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第２号農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　次に、議案第１号に入ります。平成23年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について、の件でございます。説明を事務局からお願いします。

事　務　局　議案第１号平成23年度岩手町農業委員会事業計画(案)でございます。この件につきましても、先月の総会後の農政小委員会で協議し、本総会報告にしたものであります。それでは、20ページをご覧になっていただきたいと思います。基本方針については、前段には今日の農業情勢。次に、国内情勢。最後は、町の農業情勢を掲げておりますので、説明は省略させていただきます。具体的な計画でありますが、１から５までは例年と同様でございます。６については、平成23年４月に耕作放棄地対策協議会と水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会を統合し、岩手町農業再生協議会が設置されたことにより農業経営規模の拡大、農用地の利用促進、農業の担い手の掘り起こしを図り、効率的な農業経営を実施するために支援に取り組んでまいります。

事業計画について、１　会議の開催については、毎月定例総会を開催し、必要に応じて農地調製小委員会議、農政小委員会議を開催します。２　研修会等の開催については、農業振興の推進及び農業委員の資質の向上を図り、知識の習得に努めます。３　農業関係機関、団体との連携強調については、農業関係機関並びに関係団体と連携を密にして、各種事業を推進します。４　農地関係の調整等については、農地に関する事務を適正に処理するため、法律に基づく土地利用の調製を図りながら次の(１)から(６)までの事項を行います。５　農地等利用関係紛争の処理については、農地等の利用関係の紛争防止に努めるとともに、当事者から仲介の申し立てがあった場合には、その和解の仲介をします。６　農業経営基盤強化促進法による農業者の経営規模拡大の推進については、(１)から(６)までの事項を推進して参ります。７　農政関係については、(１)農政推進活動は、関係機関との調整を図りながら、アからエまでの活動を推進して参ります。(２)農業経営近代の促進は、農作業労働賃金等の標準額を設定します。(３)農業者年金加入促進活動は、安定した生活と福祉の向上のために年金の加入促進と相談会を開催して参ります。(４)農業後継者結婚相談所の運営は、情報交換を積極的に推進して参ります。８　情報提供活動については、「いわてまち農業委員会だより」を発行するとともに全国農業新聞の購読普及に努めます。９　農業委員会の事務の適正化については、(１)農業委員会の事務の透明性・公平性の確保及び活動の検証等を行います。(２)「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を別記様式１及び別記様式２に記載しておりますのでご参照

願います。決定していただいたとおり県に提出しますので、よろしくお願いいたします。以上で説明は終わります。

議　　長　説明が終わりました。ここで皆さんからご意見なり質疑をお願いいたします。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。それでは、議案第１号平成23年度岩手町農業委員会事業計画(案)の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

13番佐々木委員　基本方針の中に、ＴＰＰの文言を入れた方がいいのではと思います。

事　務　局　　はい、分かりました。

議　　長　他にございませんか。

(なしの声)

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたします。

議　　長　議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　議案第２号でございます。ページは28ページをご覧願います。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請の承認についてです。受付番号７番、土地の所在は大字川口第48地第と49地割、登記地目、畑、合計10筆、面積は18,545㎡、登記地目、田、合計６筆、面積は9,581㎡です。譲受人が大字川口第49地割の47歳の男性の方です。譲渡人が大字川口第49地割の72歳の男性の方です。理由は息子さんへの贈与となっております。耕作面積は18,545㎡、譲受人の家族数は３人で耕作者数は１人でございます。29ページには図面を掲載しておりますので参照してください。

次に、30ページをご覧願います。農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請の承認についてです。受付番号８番、土地の所在地は大字川口第28地割、登記地目、田13筆、面積は44,293㎡です。借受人は、大字川口第28地割の農業生産法人であります。貸出人は、大字川口第36地割の50歳の男性の方です。理由は、相手方の要望によるものです。借受人の耕作面積は、44,293㎡で、使用貸借権の設定によるものです。

次に、受付番号９番、土地の所在は大字川口28地割、登記地目、畑１筆、面積は3,112㎡、借受人は、大字川口28地割の農業生産法人です。貸出人は、盛岡市の49歳の男性の方です。理由は、町外に居住のため管理できないということです。借受人の耕作面積は、44,293㎡で使用貸借権の設定によるものです。図面は、31ページをご参照ください。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

９番三浦委員　受付番号７番については、９番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と10番千葉委員、11番太布委員、及び事務局２名で確認してまいりました。この場所ですが、国道４号線の川原新田近くの芦田内踏切を１ｋｍ入った所です。使用貸借を解約し、息子さんに一括贈与するものです。現在、農地は全て耕作していて、農機具及び労働力は確保されています。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

11番太布委員　受付番号８番と９番について、11番の私のから報告いたします。場所は南山形の大渡になります。現在農地は全て耕作していて、受付番号８番については稲作、９番については、蕎麦を作付しております。農地は全て耕作していて、農機具及び労働力は確保されています。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　別紙３件について報告が終わりました。何か質問ございませんか。

１番幅委員　　受付番号８番は無償ですか。

事　務　局　　使用貸借ですので、無償になります。

議　　長　　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定する

ことについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　33ページをご覧ください。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。受付番号１番、土地の所在は大字土川第４地割、地目は畑、面積は499㎡であります。譲受人が大字五日市の29歳の男性の方で、譲渡人は大字土川第４地割、57歳の男性の方でございます。転用目的は住宅の建築でございます。農業振興地域整備計画の変更が平成23年１月の総会時に審議しており、建築確認も行っております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　次に、議案第４号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　35ページとなります。農業振興計画の変更に対するこの方の事業計画の概要であります。受付番号は１番。計画者は大字一方井第６地割の60歳の男性の方でございます。事業目的は、住宅建設のため農用地を宅地に転用したいということであります。所在地につきましては、大字一方井第６地割で所有者、面積、地目につきましては、資料のとおりでございます。36ページに農用地区域からの除外に関する検討表ということで、各事項とも除外について適当であると判断するものであります。37ページから40ページについては、関係機関より協議いただいた協議書ということであります。41ページは位置図でございます。

次に、44ページ受付番号２番、事業計画者は大字一方井第７地割の39歳の男性です。事業目的は、一般住宅建設のため農用地を宅地に転用するということです。土地の所在地は大字一方井第７地割です。面積は、畑、744㎡のうち150㎡を譲り受けて転用するものです。現在は、畑で所有者、面積、地目については資料のとおりです。45ページに農用地区域からの除外に関する検討表ということで各事項等について、適当であると判断するものであります。工期は許可日から４ヶ月程度となっております。46ページからは、関係機関から協議していただいた資料となっております。位置図については、50ページ。承諾書については、51ページをご参照ください。

次に53ページ受付番号３番、事業計画者は大字川口第５地割の49歳の男性の方です。事業目的は、農家住宅建設のため農用地を宅地に転用するものです。土地の所在地は、大字川口第５地割、計画面積は835㎡です。現在は田で、所有者、地目につきましては資料のとおりでございます。54ページに農用地区域からの除外に関する検討表で、適当であると判断するものであります。工期は７月着工で11月完工予定です。55ページからは、関係機関より協議いただいた協議書となっております。位置図については59ページを参照してください。

(18番松本委員退席)

次に、61ページ受付番号４番、事業計画者は大字土川第５地割の59歳の男性の方です。事業目的は、牛舎整備地として農用地を農業用施設に転用するものです。土地の所在地は、大字一方井第６地割、計画面積は28,528㎡のうち3,111㎡です。現在は畑で所有者、面積、地目につきましては資料のとおりです。62ページには農用地区域からの用途変更に関する検討表ということで、各事項とも適当であると判断するものであります。工期は、許可日から２ヶ月以内となっております。63ページからは関係機関から協議していただいた協議書となっております。位置図については67ページ、承諾書については68ページでございますのでご参照ください。以上の４件の案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており農地の利用、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願

いいたします。

10番千葉委員　本日、私、千葉と、９番三浦委員、11番太布委員と事務局２名で現地調査してまいりました。受付番号１番について、です。場所は、宅地に隣接しており今回、農家住宅を建設したいということで申請があった訳ですが。周りは自分の農地でありますし、該当の土地は道路沿いであり、周りに影響が出るような場所でもなく、いずれも法令等の審査基準に遵守しており農地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

次に、受付番号２番について、現在建っている家の横に宅地を広げて住宅を建てたいとうことです。浄化槽なども付けて排水の面なども計画を立てて行われるものでして、何の問題もなく法令等の審査基準に遵守しており農地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上で報告を終わります。

９番三浦委員　受付番号３番について、９番の私から報告いたします。59ページの地図になります。今建っている現在の家は、借地に家を建てているそうで、地主さんから土地を返して欲しいということです。自宅前の畑が自分の所有地だということで、今回その場所に自分の家を建てたいということで申請されました。田、畑に囲まれていますが周辺地域との関係も問題がなく、住宅排水、下水道等隣接しておりますので何ら問題がないものと確認しております。

次に、受付番号４番について、敷地が既存する牛舎の後ろの方にありまして、資料の供給等既存施設からの利用効率を考え農業用施設用地の一体化を図りたいということで農地転用して牛舎を建てたいということで申請した訳です。排水等も何ら問題がないものと確認して参りました。土地の利用状況計画の内容等、何の問題もなく法令等の審査基準に遵守しており周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上で報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第４号について、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とする意見に決定いたしました。

(松本委員入室)

議　　長　以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第41回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時26分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

９番　　印

10番　　印